

小間位置決定と出展に関する禁止・注意事項

出展規定

1 小間位置の決定

各出展者の小間位置は、会場全体の展示構成、出展分野等を勘案して、事務局で決定し小間位置発表会で発表・通知します。また、発表後事務局が必要と判断した場合、一部レイアウトを変更することがあります。その場合は、関係出展者に書面で通知いたします。出展者は、割り当てられた展示小間位置、小間のタテ・ヨコの寸法等の苦情・変更を申し立てることはできません。また、割り当て小間の一部または全部を、第三者へ譲渡もしくは貸与すること、および出展者相互間で交換することはできません。

小間位置発表・出展者説明会 2016年2月29日(月)

2 出展に関する禁止事項

下記の内容に対し、主催者が不相当と判断した出展または製品の場合は、主催者判断にて出展申込をお断りしたり、会期中であっても改善、即時撤去や展示中止を求めます。

- ① 申込面積区分以外の任意面積の申込禁止
- ② 特定のホールまたはブース等の場所指定禁止
- ③ ブースのタテ・ヨコ寸法の指定禁止
- ④ 展示スペースの転貸、売買、譲渡、交換の禁止
- ⑤ 展示内容・品目以外の出展禁止
- ⑥ 出展物などの販売禁止・表示禁止

展示会場内での展示品・製品・出版物等の金銭授受・カード決済等をとまなう販売はできず、支払や決済方法に類する表示もできません。

3 出展対象物などの管理・保護

- ① 出展対象物は、開催趣旨に合致したものとします。
- ② 会期中でも出展対象分野以外の物の展示がある場合は撤去・展示

中止を事務局判断でおこないます。

- ③ 外国出展物の取り扱いについては、通関前の外国貨物は、税関の承認あるいは許可が必要です。
- ④ 会場内での出展物、装飾物などの保全については、主催者側で最善の保護と管理にあたりますが、万一発生した火災、盗難、紛失、損傷その他の事故等についての責任は負いません。出展者で予防・保護・管理を行って下さい。

4 不可抗力による開催中止の免責

地震・水害等の自然災害、火災・爆発等の大規模事故、感染症等の発生など不可抗力により、展示会開催が不可能となった場合、出展料から必要経費を差し引いた残額を出展申込者に返却いたします。なお、出展申込者が要した費用については、主催者は一切賠償責任を負いません。

*感染症等の伝播地域からの出展者に対し主催者は、出展をお断りする権利を有します。この場合、出展者が要した一切の経費について、主催者は賠償責任を負いません。

5 事務手続き

この「出展案内」に定められていない事項や自治体総合フェアの運営に必要な届け出手続きなどは別にお知らせします。

6 主催者の業務範囲

主催者は、自治体総合フェアの開催主旨に基づいて、法令および慣習の範囲内で各規定の制定・修正を行ない、「出展案内」および「出展マニュアル」に盛り込まれていない事項の解釈および判定をします。規定の変更、追加および削減があった場合は、出展者に通知いたします。